# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

## 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店(現在は、A社)における資格取得日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月1日から同年9月1日まで 私は、昭和45年8月1日から現在に至るまで、A社B支店に勤務して いるが、国(厚生労働省)の記録では、厚生年金保険被保険者資格取得日 が同年9月1日になっているので、同年8月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C基金が保管する「要支給額明細表」、A社が保管する職員カード及び事業主の回答から、申立人が同社B支店に昭和45年8月1日から継続して勤務していることが確認できる。

また、事業主は、「従業員は入社と同時に厚生年金保険に加入させており、 保険料も給与から控除していた。」と回答している上、A社B支店において、 沖縄で厚生年金保険制度が開始された昭和 45 年1月1日以降に入社した同僚3人は、いずれも雇用保険と厚生年金保険の資格取得日はほぼ一致してい ることが確認できることから、同社同支店においては従業員を入社と同時に 厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年9月の社会保険事務 所(当時)の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行については、事業主は、「当事業所に昭和 45 年8月に在籍し、既に退職している職員について同年8月分の保険料は未納となっていないことから、申立人についても納付されていると推定される。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がな いことから、行ったとは認められない。

## 沖縄国民年金 事案 326

#### 第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和59年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月

平成16年4月に会社に就職する際、同社の事務員から、「厚生年金保険の加入は4月からなので、3月分の国民年金保険料は自分で納付してください。」と言われ、16年4月又は同年5月に金融機関で納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料を納付した金融機関はよく覚えていないが、納付したのは平成16年4月又は同年5月で、遅くとも同年5月までには納付していたと思う。」と述べていることから、各金融機関における同年4月及び同年5月の収納状況について年金事務センター及びA銀行に照会したが、申立期間の保険料が納付されたことを証する「国民年金保険料領収(納付受託)済通知書」は確認できないとの回答であった。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付 していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和32年12月16日から38年10月10日まで 私は申立期間において、A社で勤務していたが、前夫とのいさかいがあり、会社に何も言わずに郷里のBに帰ってきた。このため、同社から退職金や脱退手当金をもらった覚えは無い。

それにもかかわらず、国(厚生労働省)の記録では、申立期間について 脱退手当金が支給されたことになっているので、申立期間に係る厚生年金 保険の加入記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、法定支給額と一致している上、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いと言う主張のほかに申 立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当 たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立 期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日: 昭和24年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月10日から44年3月1日まで

私は、A社B工場において申立期間の4年間勤務した後、同事業所を退職した日の翌々日の昭和44年3月2日にはCに帰郷したが、社会保険事務所(当時)に私の年金記録を照会したところ、同年6月7日に申立期間に係る脱退手当金を受給した記録があるとの回答を受けた。

しかし、私は昭和 44 年 6 月にはCのD市(現在は、E市)におり、その当時私は預金通帳も持っておらず、脱退手当金の申請をしたことも送金を受けたこともないので、申立期間について私の厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年6月7日に支給決定されており、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、法定支給額と一致している上、申立期間に係るA社B工場における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示すゴム印が押されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いと言う主張のほかに申 立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当 たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月14日から41年12月16日まで 私の年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受け取 ったことになっている。

しかし、私は、昭和41年12月に会社を退職後すぐに帰郷し、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立期間について脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年3月7日に支給決定されており、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、法定支給額と一致している上、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金の支給を示すゴム印が押されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いと言う主張のほかに申 立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当 たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月頃から50年4月頃まで

② 昭和50年4月頃から56年3月頃まで

③ 平成5年3月頃から10年頃まで

私は、申立期間①においてA事業所で勤務し、申立期間②においてB事業所で勤務し、申立期間③においてC事業所が運営するD農場で勤務していたが、各申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい(申立期間③のD農場については、C事業所の所属であったのか、あるいは、C事業所と関係があるE事業所及びF事業所の所属であったのか分からない。)。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主の証言により、申立人は申立期間①において A事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立人を厚生年金保険に加入させていたか否かについては、申立期間①当時の資料は全て廃棄したため確認することはできず、私の記憶では厚生年金保険に加入させていたともいなかったとも言えない。」と述べていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入及び保険料の控除について、確認することができない。

また、オンライン記録では、A事業所は、昭和 49 年4月1日に厚生年金 保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①のうち、同年4月1日から 50年4月1日までについては、適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立人が氏名を挙げた同僚は、A事業所に係る健康保険厚生年金 保険被保険者原票において氏名が見当たらない。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人がB事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚二人は、「B事業所では、実際に勤務していた期間より厚生年金保険の加入期間は短い。」と回答しており、そのうち一人は、「厚生年金保険の加入については希望制であった。」と回答している上、申立期間②のうち昭和54年から社会保険の事務担当となった者は、「上司から社会保険(厚生年金保険を含む。)の加入を希望するか聞かれた。」と述べている。

また、B事業所を承継するG社は、申立期間②当時と業種も異なっているので当時の資料は廃棄しており、B事業所の事業主も既に死亡しているので、申立人の申立期間②に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については不明である旨回答している。

さらに、申立期間②について、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、厚生年金保険被保険者の中に申立人の氏名は確認できない。

申立期間③について、C事業所は、申立人は平成5年3月2日から同年9月30日まで短期間雇用として同事業所に所属し、関連施設であるD農場で勤務していたと回答しているが、当該期間以外については証言を得られなかった。

また、C事業所は、「D農場で雇用していた従業員で厚生年金保険に加入させていたのは、責任者の一人だけであった。申立人は、厚生年金保険に加入させていない。」と回答している。

さらに、上記の厚生年金保険に加入していた者は、「私は入社当初から正 式採用となったため、最初から厚生年金保険に加入していたが、ほかの人は 短期雇用の人が多かったので、会社で社会保険に加入している人は少なかっ たと思う。」と述べている。

加えて、申立期間③のうち、平成6年3月25日から10年12月31日まで、 申立人は国民健康保険に加入していたことが確認できる。

なお、C事業所の回答から、E事業所及びF事業所は、C事業所の関連会 社であったことが確認できたものの、それぞれの事業所に当時の資料は無く、 申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情 は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。